



令和 6年10月31日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

代表者名 新井 文雄

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和 6年10月 1日 (火) 午前9時58分～午後零時05分

2 参加者氏名

新井文雄	大山嘉代子		

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議員の役割と権限について」

4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

- 1 日 時 令和6年10月1日(火) 午前9時58分～午後零時05分
- 2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室
- 3 内 容 「議員の役割と権限について」
(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

1 議員の役割

(1) 概略について

- ① 地方議員は住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民全体の代表者であること
- ② 地方議員は特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者であること

(2) 主な議員の役割について

- ① 多種多様な長だけでは把握しきれない様々な地域における民意を把握し議会に反映し、さらに議会の一員として住民の利害の調整を図りながら、問題・課題を把握・分析・解決策を考えること
- ② 多様な民意を執行機関に伝え、住民と執行機関との懸け橋となり、市政における問題点等の共通認識を執行機関に持たせること
- ③ 住民の代表として議会の審議において良心に従い十分な討議を行うこと
- ④ 住民全体の代表者、奉仕者として地域全体の公共利益を考えて表決に臨むこと
→個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、公正な執行をゆがめるようなことは許されない

(3) 先例・議運申し合わせを遵守することについて

地方議会にかかる権限を規定した法律として、憲法、地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則等がある。しかし、法律だけでは円滑な議会運営をすることはできないため法律の隙間を埋めるためのものが必要(先例、申し合わせ)。

先例とは：議会における慣行を当該議会の規範として認知したものをいう

申し合わせとは：議会運営委員会等において議会運営等に関する事項について遵守すべき事項を決めたものをいう

(4) 政治倫理に反する行動をしないことについて

倫理：強制力を伴う法規範に対して、内心の道德規範をいう

政治倫理：政治に関わる者の行為規範であり道德よりもむしろ法規範に近い問題

行政倫理：公務員に対する社会の期待や信頼にこたえる行動規範をいう

*政治倫理の大きな意義の一つとして、議会と議員が政治倫理に関する自浄作用を発揮し、住民の期待に応えながら住民との間の信頼関係を構築することが挙げられる。

(5) 議員の調査権について

議員個人として所属する地方公共団体や第三者等に対する法律で保障された調査権は存在しない。議員として調査権はあくまで事実上のものである。

*地方公共団体の執行機関や第三者が議員の調査に協力する法的義務はない。あくまで任意にどこまで協力するかどうか委ねられる。

(6) 議員の資料要求権について

ア 理論：議員が執行機関に対し資料を要求する権利は法律上規定されていない。そのため執行機関は議員の資料要求に応じるかどうかは任意であり、応じなくても罰則規定はない。

イ 実務：議員からの資料請求に応じない場合、議案の審議で嫌がらせを受ける恐れがあるため資料要求に応じざるを得ない。

(7) 「ハラスメントとは」について

ア ハラスメントとは自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。相手の人格や尊厳を侵す人権問題で、被害者が心身に支障を来し、最悪の場合には自死を選ぶ場合もある。

イ 加害者は、刑事上、民事上の責任を問われる場合があり、公務員（地方議員も含む）はさらに道徳的責任を問われる場合もあり

組織はハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判を貶めることもある。

☆主なハラスメントの類型

《パワーハラスメント》職場において行われる

①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの

《セクシャルハラスメント》職場において行われる

「労働者」の意に反する《性的な言動》により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること

2 主な議員の権限

(1) 6つの権限について

1 議案提出権・修正権 2 発言権 3 請求権・異議・審査申立権

4 表決権 5 請願紹介権 6 議員の調査権

(2) 議案提出権・修正権について

①議案の種類

議会が議決権等の権限を行使するに当たっては、その前提として長又は議員による議案の提案行為が必要である。なお、議案とは一般的に案を備え議会の議決を要するものをいう。

ア 団体意思決定議案

- ・議会の議決が直ちに当該普通地方公共団体の意思として成立するもの
(例) 条例・予算・契約・訴えの提起

イ 機関意思決定議案

- ・議会の議決が単に議会そのものの意思を決定するにとどまるもの
(例) 意見書

ウ 長の事務執行の前提としての議案

- ・長がその権限に属する事務を執行するのに当たり、その前提として議会の議決を要することとされているもの
(例) 副市町村長の選任の同意

②議案の提出権者

ア 団体意思決定議案

根拠・手続き条文：地方自治法 112 条 1 項
具体例：条例（予算は地方自治法 112 条 1 項但書で除外）
提案権者：議員・長

イ 機関意思決定議案

根拠・手続き条文：標準市議会会議規則 14 条 1 項
具体例：意見書・決議
提案権者：議員のみ

ウ 長の事務執行の前提としての議案

根拠・手続き条文：なし
具体例：副市町村長同意議案
提案権者：長のみ

③団体意思決定議案の提出権における留意点

ア 団体意思決定議案でも例えば契約や損害賠償や訴えの提起など相手方のある議案については議員に提案権はない。

イ 予算については地方自治法 112 条 1 項但し書きにより議員に提案権はない。また、条例については、予算の提出権が認められていないこととの関連から、予算に非常に密接に関連性のある特別会計設置条例や基金設置条例の提案権も議員には認められない。

④議案の提出要件

ア 団体意思決定議案

提出要件：議員定数の 12 分の 1 以上の賛成

発議者の取扱い：発議者を含む

イ 機関意思決定議案

提出要件：その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署

発議者の取扱い：発議者を含むか含まないかは各議会の解釈

⑤議案の提出者・賛成者における留意点

未応招議員：提出者・賛成者になれる

欠席議員・除斥議員：提出者・賛成者になれる

出席停止議員：出席停止の期間は全ての議員の権利を行使できないので提出者・賛成者になれない

⑥修正権の意義

修正権とは原案に対しその一部または全部を改めなおすことを求める権限をいう。

議員は議案に対して原則として修正の動議を提出することが認められている。

ア 団体意思決定議案に対する修正権

根拠・手続き条文：地方自治法 115 条の 3

具体例：条例・予算（地方自治法 97 条 2 項の増額修正の制限あり）

イ 機関意思決定議案に対する修正権

根拠・手続き条文：標準市議会会議規則 17 条

具体例：意見書・決議

ウ 長の事務執行前提議案に対する修正権

根拠・手続き条文： —

具体例：副市長選任動議議案

⑦修正の動議の提出要件

ア 団体意思決定議案に対する修正の動議

提出要件：議員定数の 12 分の 1 以上の者の発議

発議者の取扱い：発議者を含む

イ 機関意思決定議案に対する修正の動議

提出要件：その他の者については○人以上の賛成者とともに連署

発議者の取扱い：発議者を含むか含まないかは各議会の解釈

⑧修正の動議の提出時期

理論上：本会議において対象となる議案の討論が終結するまでの間であれば提出可能

実務上：議案に対する質疑が終結し討論が開始されるまでの間に提出可能

⑨修正の範囲と限界

ア 団体意思決定議案に対する修正

修正の有無：議員の修正権あり

修正の制約：議案によって一定の制約あり

イ 機関意思決定議案に対する修正

修正の有無：議員の修正権あり

修正の制約：制約なし

ウ 長の事務執行の前提要件の議案に対する修正

修正の有無：修正権なし

修正の制約：一

⑩議案に対する修正留意点

予算に対する修正：減額修正については義務費を除いて特に制約はないが、増額

修正については当該予算の趣旨を損なうような修正は長の
発案権の侵害

団体意思決定議案で長に発案権が専属する議案で①相手方のある議案、又は②内
容がすでに確定し性質上議会が変更できない議案：修正権はない

団体意思決定議案で長に発案権が専属する上記以外のもの：修正が一定の範囲で
認められる場合がある

長及び議員の双方に発案権が属する条例案：修正の限界なし

⑪予算の修正における留意点

ア 予算増額修正については地方自治法 97 条 2 項で、長の予算提出の権限を侵
すことはできないと規定。

・当該予算の趣旨を損なうような増額修正をすることは、長の発案権の侵害に
なるということ。

・地方自治法 176 条 4 項再議を長に行使される恐れあり。

イ 委員会で委員として修正案を出して否決されても全く同じ修正案を議員と
して本会議に提案できる。（一事不再議は適用にならない）

(3) 発言権の範囲と限界について

①発言自由の原則

- ・議員が議会でだれからも拘束されずに自由に発言できることをいう。
- ・会議原則…会議運営の積み重ねによって生じた共通のルール（他人の私生活・
プライベートの暴露はやってはいけない）

②不穏当・不規則発言とは

- ・不穏当発言：良識を有する者が発言しない発言
- ・不規則発言：議長の許可に基づかない発言

③不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

浦添市議会における市長の弟が指定管理者になることの是非について道義的に

どうなのかという質問は一般的に不穏当と認定することは難しい。しかし、発言時における状況などの様々な状況が絡み合って議会の自律権の一環として判断するので議会により判断は様々となり法的には問題ないこととなる。

④不規則発言

ア 黙認される不規則発言

- ・議会の審議を活性化する相槌や掛け声等によるやじは場合によってその効用からある程度黙認

イ 問題となる不規則発言

- ・明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等のやじは許されない

⑤不穏当発言

①無礼な発言 ②他人の私生活にわたる発言 ③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言 ④基本的人権を侵害する発言（LGBT等）

⑥発言の引用に当たっての留意

ア 新聞や雑誌等の記事を引用して発言する場合（事実に基づいた発言となり法的には問題なし）

イ うわさや流説などの根拠が不明確な事項を引用する場合（事実に基づかないため問題）

⑦不穏当な発言に対する取扱い

ア 議長の発言取消命令

- ・発言者の意思に関係なく議長の発言者に対する取消しの命令がなされるもの

イ 発言者による発言取消し

- ・発言の趣旨の変更を伴うもので発言者による申し出により議会の許可を得て取消しが認められる

* 発言の取消しが認められても地方自治法等に反する責任は残り懲罰の対象になる場合がある。

* 原稿の読み違いや見誤り等による発言に対する字句の変更については発言者からの申し出で議長の許可により発言の訂正として処理される。

⑧発言の種類①

議員は発言に当たり標準市議会会議規則 51 条 1 項によりあらかじめ議長に伝える通告制が採用。議長の許可を得て発言する必要あり。

質問：一般行政について疑義と意見を述べる 要旨を記載して通告

質疑：議案に関する疑義を述べる 要旨を記載して通告

討論：賛成又は反対の理由を述べる 賛成又は反対を記載して通告

☆発言の種類②

議事進行上の発言：議事進行上の問題について発言通告書の提出を必要とせず、議長に対し質疑や注意をしたり、又は希望を述べるための発言

言をいう。

一身上の弁明：議員の身分に関する重要事件について、その内容等について説明することを議長に申し出ること。

議員間討議：テーマや議案等について議員間で意見等を述べ、その意見等の中から異なる意見である論点を抽出し、当該論点について自治体全体の利益を踏まえて議員間で互譲できる部分については互譲し、合意形成の拡大を図るもの。

⑨質問と質疑について

ア 質問：議員が特定の議案とは関係なく当該団体の行政事務全般について、原則として口頭で執行機関の見解を求める。

【標準市議会会議規則 62 条】

- ・議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

【標準市議会会議規則 64 条】

- ・質問については、56 条（質疑の回数）及び第 60 条（質疑、討論の終結又は省略）の規定を準用する。

イ 質疑：議題となった案件についての疑問点を提出者に聞くことをいう。

【標準市議会会議規則 55 条】①発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。②議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

【標準市議会会議規則 56 条】同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。

☆質問において重要なこと

- ・市政における問題点の発見：日々の議員活動議会報告会、所管事務調査等によりまちにおける問題を発見すること。推測ではなく事実を見つけることが重要。
- ・なぜそのような問題が起きているのかを考える：問題が起きている背景や実執行機関の対応等を調査し、因果関係等を分析する。
- ・問題を解決するための手法：問題を解決するために、執行機関にまず問題について共通認識を持ってもらい、さらに問題解決のための方策を議論する。

☆質問テーマの選定における留意点

ア 質問のテーマ探し：①公約に関するもの②新聞や情報誌、インターネット等により問題として提起されていること③住民等からの相談・陳情等 etc

イ テーマの確実性：取り上げようとしているテーマは自らの自治体において住民等が問題として認識しているものであるかどうか→議員の調査研究活動により確認

ウ テーマの選定：自らの自治体で問題として実際に起こっており、さらにその問題が自治体の特異事例でなく、一般的な問題として起こっているかどうか判断→特異・希少な事例であっても緊急性・迅速な対応の必要がある場合は例外

☆7つの効果的な一般質問の手法について

①類似団体で同様の事業を行った際の費用対効果や経費との具体的な比較

一般質問で執行機関に対し施策の実施を求める場合、ただ実施を求めるだけでなく当該実施をするに当たっての経費の試算や類似団体等で行われた施策であるならば、費用対効果を示すことも有効な手段であるといえる。これらを示さなければ執行機関の理解を得ることは難しい。

②善処する・検討する・調査研究するという執行機関の答弁に対し後日におけるフォローアップ

執行機関が「善処する・検討する」と答弁した場合、それ以上は追及しないという見解もあるが、その答弁が議員の立場を立ててくれる答弁であれば追及は不要であるが、その場しのぎでの対応であればその場での追及はやめてもその後にフォローアップして再度善処等するとの答弁に基づきどのような対応をしたか確認することが必要。

③具体的な事業・施策の提言を行う

事業・施策をやるように一般質問で提言する際には、どのような方を対象としてどのくらいの予算規模で期間をどのくらいで行うかを具体的に提言する必要がある。抽象的では相手方に質問の真意が伝わらない恐れがある。

④事業・施策の要求をするに当たりどの施策を削除又は縮小し、予算措置をどのようにするか具体的に提案

予算の提案権や編成権が議員にはないので予算は全部執行機関任せとするのは無責任。限られた予算の中で最小限の経費で最大限の効果を勘案して施策・事業の実施を提案する。

⑤会議録を検索し過去の執行機関の答弁を引き合いに出す

自分が行う一般質問は以前にほかの誰かが同様の質問をした可能性があるため、過去の会議録を検索して調べる必要がある。もし同様の質問があつたらそれに対して執行機関がどのように答弁しているかどうか確認し、自分が行う一般質問に対する答弁と比較することは有益であるといえる。

⑥議員として行政評価を取り入れながら問題点を指摘する

執行機関は自ら行政評価を行っているが完全とは言えない。それゆえ第三者である議員又は議会が行政評価を行い、施策や事業の問題点を指摘することは有効であるといえ、それを一般質問に取り入れることは適当である。

⑦基本構想・基本計画等との整合性を確認する

問題の追及に当たり基本計画やその他の計画、長の所信表明などの大枠の考え

方も織り込みながら質問すべきである。計画や所信表明等で示されていない施策については災害等の突発的なものを除き、その必要性については十分議論する必要がある。基本構想・基本計画は追加議決事件とすべきである。

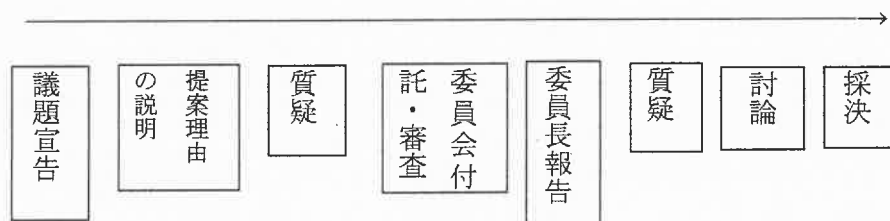
⑩質問と質疑の相違について

- ア 質問：当該団体の事務全般を対象
疑問点に自己の意見を述べることができる
原則定例会でのみ行うことが可能
- イ 質疑：議題となった案件を対象
疑問点だけしか述べることができない
定例会・臨時会を問わずに行うことが可能

⑪議題となった案件に関する質問・質疑

質疑は議長の議題宣告により議題となった案件に対する疑義しか述べることができないため、質問で聞きそびれた内容を質疑で聞くということは原則としてあり得ない。質疑は議題となった案件に対する疑義しか聞くことができないことに留意。また例えば条例案を議題として質疑を行っている際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算で議題としていないのに行うことはできない。

⑫議案審議における質疑



⑬質問の範囲

- ・質問の範囲は標準市議会会議規則 62 条・町村会議規則 61 条のとおり、市（町村）の一般事務の範囲に限って行うことができる。
- ・地方公共団体の事務については地方自治法 2 条・地方自治法施行令に規定。都道府県・市・町村さらに国の事務と別れていることに留意。
- ・自らの自治体の事務以外のことについて関わりたいのであれば、地方自治法 99 条の意見書の提出等により対応すべきである。

⑭第三セクター・一部事務組合の不祥事等に対する出資団体及び「負担金団体の議会での質問

①第三セクター・一部事務組合等での不祥事等に対する質問

第三セクター・一部事務組合は自治体の事務とは別団体で自治体の事務の範囲外なので原則として質問することはできない。例外的に自治体から適正にお金が支出され受け入れられているかどうかという形式的な質問のみ可能。

②一部事務組合・広域連合における留意点

一部事務組合等には議会が設置され構成団体の議会より議員が派遣されてい

る。構成団体の議会ではなく一部事務組合等の議会です。まずチェックすべき。

(4) 請求権・異議・審査申立権の要件と効果について

①要求権・請求権の要件

要求権：資格決定の要求（地方自治法 127 条）

兼業禁止 or 被選挙権違反

議員 1 人で要求可能

処分要求（地方自治法 133 条）

議員 1 人で要求可能

投票表決の要求

出席議員の 5 人以上の者から要求（坂戸市議会会議規則）

請求権：臨時会招集請求（地方自治法 101 条 3 項）

議員の定数の 4 分の 1 以上の者

開議請求権（地方自治法 114 条 1 項）

議員の定数の半数以上の者から請求

委員会の招集請求（標準市議会委員会条例 15 条 2 項）

委員の定数の半数以上の者から請求

②兼業禁止・被選挙権

兼業禁止：議員又は議員が役員に就任している法人と議員が所属する地方公共団体との間で一定の請負関係に立つことを禁止している制度

指定管理者や単に補助金が交付されている団体等の役員になることは法的に問題ない。

被選挙権：①日本国民であること、②引き続き 3 か月以上市町村の区域内に住所を有する者、③年齢満 25 歳以上の者

住所は各人の生活の本拠であり、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものをいう。

③兼業禁止の態様

①議員個人が当該地方公共団体に対して請負をすること

各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額（300 万円以下）は除く。

②議員が当該地方公共団体に対して請負をする個人の支配人となること

③議員が主として当該地方公共団体に対し請負をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となること

最高裁昭和 62.10.20 におけるとおり地方公共団体等に対する請負額が当該法

人の売上高の 50%を超える場合は兼業禁止に該当。

④指定管理者の指定と兼業禁止

指定管理者による公の施設の管理と請負の関係

地方自治法に基づき議会の議決を経たうえで地方公共団体に代わって管理を行うものであるから、地方公共団体と指定管理者が取引関係に立つのではないので、兼業禁止における請負に該当しない。

指定管理者の制約 可能

⑤議員が役員を務める法人への補助金交付と兼業禁止

補助金交付と法 92 条の 2 の請負の関係：請負に該当しない

別途請負がある場合：内容、量によって個々に検討する必要あり

⑥異議権・申出権

異議権 法的効果：一定の要件を満たして議長に行えば法的効果を有する。

具体例：投票の効力に関する異議 指名推選に対する異議 閉議・中止
宣告に対する異議

申出権 法的効果：議長又は議会の許可を得て法的効果を有する。

具体例：発言の取消し・訂正 議案等の撤回 辞職願 等

⑦投票の効力に関する異議

投票の効力に関する異議は①選挙の効力、②当選の効力の 2 つがある。1 人で提出可能で、議会が決定。

選挙の効力に関する異議：・選挙事由なく選挙を行った・会議時間の延長を行わずに閉議時刻を過ぎた後に選挙を行った etc

当選の効力に関する異議：・選挙は適法に行われたが、有効票・無効票の認定に疑義がある・投票数に誤りがある etc

⑧審査申立権・出訴権

	議会の決定による議員の資格の有無に対する異議申立権	議会の決定による選挙の投票の効力に関する異議申立権
根拠条文	地方自治法 127 条	地方自治法 118 条
申立期間	決定のあった日から 21 日以内	
出訴期間	裁決のあった日から 21 日以内	

☆懲罰に対する審決の申請

【地方自治法 255 条の 4】

法律の定めるところにより異議申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があった日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をすることができる。

(5) 表決権と棄権の捉え方について

①表決等の意義

表決：議員や議長が宣告した問題に対し賛否の意思を表明する行為をいう。議員が自らの賛否の意思を表明するもの。

採決：表決と同義で議長が議員の賛否の意思を求めるもの。

議決：表決によって得られた議会の意思決定を指すもので、可決・否決・修正可決を含む。

②表決の種類

ア 起立表決：表決に付された問題に対して議長の求めに従って賛成又は反対の意思を有する議員をそれぞれ起立させることにより、議長が起立者が多数であるか少数であるかを全体としてとらえ過半数の場合は可決を宣告する表決方法

イ 簡易表決：表決に付する問題に対して議員全員の賛成が見込まれる場合に当該問題に対して異議を有する議員があるか否かについて会議に諮り、異議がない場合に可決する方法をいう。

ウ 記名投票表決：議員が自らの氏名を明示し、賛成又は反対を表明する表決方法であり、議員の政治的責任を明確にする方法

エ 無記名投票表決：議員の氏名を明示することなく賛成又は反対を表明する表決方法

③表決権を有する者

表決権を有する者：本議会に出席している議員（地方自治法 116 条）

議長：過半数議決において表決権は有しておらず裁決権のみ有する。特別多数議決の時は表決権を有する。

④表決宣告後の発言の留意点

議長が表決に付する問題を宣告した後は何人も原則として発言をすることはできない。ただし例外として表決の方法についての発言を述べることはできる。

⑤修正案における表決留意点

ア 修正案提出者・賛成者が修正案を否決された後の表決態度

- ・必ずしも、否決の意思を表示する必要はない。ベストな選択肢が修正可決だけで、ベターな選択肢を考えればよい。

イ 修正案に賛成したものの責務

- ・修正案に賛成した議員は残りの原案に賛成する責務がある。残りの原案に反対であれば修正案を提出すべき。

(6) 請願紹介権の制約と問題について

①意義

議員が請願者から依頼により請願を議会に紹介するのが請願紹介権（地方自治法 124 条）。請願は請願紹介議員及び標準市議会会議規則 139 条で規定された要件を

満たしたものが請願として取り扱われる。要件を1つでも満たさないと陳情となる。

②請願紹介議員の要件

地方自治法 124 条より請願紹介議員は 1 名以上で行政事例昭和 24.9.5 のとおり請願の内容について賛意を表すものである必要がある。しかし、法律ではそれ以上の法的拘束規定は存在しない。

③地方自治法が請願紹介議員を必要とした趣旨

①請願が乱用されることを避ける必要があること

②複数の議員で構成された議会に提出される請願の要件として、請願紹介議員を要件として規定することがひいては、議会で当該請願の趣旨を容易に実現することにつながり請願者の利益となると考えられること

③請願の審議に当たり請願者を議会に招致することが会議規則上想定されていないため、請願者に代わり請願紹介議員をもって議会の審議に資する必要があること

3 質疑応答

研修時間が超過したため省略した。

5 感想・所見

今回の議員研修は廣瀬行政研究所の廣瀬和彦氏による「議員の役割と権限」であった。地方自治体議員の基礎・基本のものであったと思われる研修であった。

初めに議員の役割についてである。地方議員は住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民の代表者であること、そして地方議員は特別公務員であって地方公共団体の奉仕者であること。このことは憲法 15 条で「公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」と定められているように住民全体の代表者であり、奉仕者であってこれが議員の本質であるということを明言している。役割においては常に住民の代表者であるということを自覚し、問題・課題を把握・分析・解決策を考えていくことが大事である。多様な民意を執行機関に伝え、住民と執行機関との懸け橋となって、市政における問題点等の共通認識を執行機関に持たせることも役割の一つである。住民の代表として議会の審議において良心に従い十分な討議を行うことも議員の役割である。地域全体の公共利益を考えて表決に臨むことが大切であることもよく理解できた。

ハラスメントについてはハラスメントの定義が明示されていた。ハラスメントは被害者、加害者の両者にとっても不幸である。加害者が自覚なく、行っている行為は刑事上、民事上の責任と同時に道徳的責任が問われるもの。被害者にとっては人格や尊厳を侵される人格問題である。小松島市のハラスメントアンケート調査結果①～⑦はとても興味深く、実態と意識がよく表れていた。自身の議員活動の参考にさせてもらい、生かしていきたい。

次に主な議員の権限についてである。下記の①～⑥である。

①議案提出権・修正権②発言権③請求権・異議・審査申立権④表決権⑤請願紹介権⑥議員の調査権である。中でも②発言権の中で原則として会議運営の積み重ねによって共通のルールに則り、議会で誰からも拘束されずに自由に発言できること。不穏当発言には自治体によって様々であり、基準がないこと。該当基準に則って発言を行うこと、発言の引用に当たっての留意、不穏当な発言に対する取扱い、発言の種類、質問と質疑について等、細かく記されており、説明された。学ぶものが多かった。

議員として活躍の場の一つに議場がある。議員にとっては住民の代表として議場で審議することは大事な活動の一つである。「☆質問において重要なこと」、「☆質問テーマの選定における留意点」、「☆7つの効果的な一般質問手法」等は具体的で実践的な内容が盛り込まれていて実践に結び付くものであった。議員としてとても参考になり、学ぶものが多く、よく理解できた。

改めて今日の研修から、議員としての基礎・基本を学ぶことができた。さらに議員としての力量をつけるため、基礎・基本を学べたことは意義深いものであった。議員は住民から選ばれ、その代表者として議会に臨むのであり、議員の職責は重いものであり、重要である。その自覚を持って臨めるように人格と見識を磨き、さらに高めていきたい。